

法改正
情報2026年度版 みんなが欲しかった！
社労士全科目横断総まとめ

11866

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	283	「準備金」の 「全国健康保 険協会」の欄	「積立」の部分を 健保別紙1 に差し替えてください。	
		「準備金」の 「健康保険組 合」の欄	「積立」の部分を 健保別紙2 に差し替えてください。	

健保別紙 1

当該事業年度及びその直前の**2**事業年度内において行った**保険給付**に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額を含み、**出産育児交付金**の額並びに国庫補助の額を除く）の**1**事業年度当たりの平均額

×
1/12

+

当該事業年度において行った**子ども・子育て支援納付金**の納付に要した費用の額の**1/12**に相当する額を超えない範囲内で厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額

健保別紙 2

当該事業年度及びその直前の**2**事業年度内において行った**保険給付**に要した費用の額（出産育児交付金の額を除く）の**1**事業年度当たりの平均額

×
3/12（当分の間 2/12）

+

当該事業年度及びその直前の**2**事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額の**1**事業年度当たりの平均額

×
1/12

+

当該事業年度において行った**子ども・子育て支援納付金**の納付に要した費用の額の**1/12**に相当する額を超えない範囲内で厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額

以上